

報告第32号

平成29年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

平成29年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

平成30年10月1日提出

芽室町長 手 島 旭

平成29年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

項目	健全化判断比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.99
② 連結実質赤字比率	—	18.99
③ 実質公債費比率	4.4	25.0
④ 将来負担比率	2.6	350.0

\* 実質赤字額及び連結実質赤字額はなし。

平成29年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
公立芽室病院事業会計	15.5	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
集落排水特別会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0
地域開発事業特別会計	—	20.0

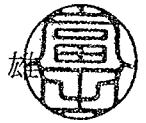
\* 公立芽室病院事業会計以外はなし。

平成29年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

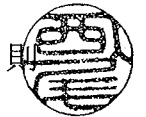
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成30年8月21日審査に付された平成29年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり報告します。

平成30年9月12日

芽室町監査委員 富田明



芽室町監査委員 西尾一



芽室町長 手島旭 様

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

#### (1) 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

#### (2) 資金不足比率

- ・ 上水道事業会計
- ・ 公立芽室病院事業会計
- ・ 簡易水道特別会計
- ・ 集落排水特別会計
- ・ 公共下水道特別会計
- ・ 地域開発事業特別会計

### 2 審査の期間

平成30年8月27日から9月3日までのうち2日間

### 3 審査の方法

平成29年度芽室町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の正確性及び財政状況の健全性について審査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明を聴取し、審査の参考としました。

## 第2 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令の規定に基づいて適正に算定されていました。

また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認めました。

なお、審査に付された比率については次のとおりです。

## 2 健全化判断比率

(健全化判断比率)

(単位：%)

項 目	平成 29年度	平成 28年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	13.99	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	18.99	30.00
③実質公債費比率	4.4	4.8	25.0	35.0
④将来負担比率	2.6	—	350.0	

※ ①②及び④(平成28年度)は黒字のため、比率は表示されません。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、対象となる一般会計の歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が黒字であることから、表示されていません。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、対象となる一般会計及び7特別会計並びに2事業会計の実質収支額の合計額が黒字であることから、表示されていません。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は、対前年度比0.4ポイント減の4.4%となり、早期健全化基準である25.0%を20.6ポイント下回っています。

単年度の実質公債費比率では、前年度に比べ0.21080ポイント上回っており、その要因は、借入れの増加による地方債の元利償還金(A)の増加及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)のうち、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が減少したことなどによるものであります。

(実質公債費比率)

(単位:千円・%)

項 目	金 額		
	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
地 方 債 の 元 利 償 還 金(A)	793,537	781,957	902,146
地 方 債 の 準 元 利 償 還 金(B)	296,104	343,568	379,781
地方債償還に充当される特定財源(C)	70,827	68,754	73,448
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D)	781,710	833,269	817,445
標 準 財 政 規 模(E)	7,189,000	7,237,842	7,318,341
① ( A + B ) - ( C + D )	237,104	223,502	391,034
② ( E - D )	6,407,290	6,404,573	6,500,896
実質公債費比率単年度(①/②×100)	3.70053	3.48973	6.01508
平成 29 年度実質公債費比率 (過去 3 か年平均値)	4.4		
早 期 健 全 化 基 準	25.0		
財 政 再 生 基 準	35.0		

## (4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、平成 29 年度決算においては早期健全化基準の 350.0%を大きく下回ってはいるものの、昨年度より悪化し、2.6%となりました。

この要因としては、将来負担額(A)のうち、地方債現在高(a)における公共施設等適正管理推進事業債の増加及び充当可能財源等(B)のうち、充当可能基金額(i)において公共施設整備基金を充当したことなどにより、昨年度より悪化する結果となりました。

(将来負担比率)

(単位：千円・%)

項 目	金 額			前年度比
	平成29年度	平成28年度	比較増減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	12,230,017	11,915,376	314,641	2.6
当年度末一般会計等地方債現在額(a)	8,809,377	8,308,333	501,044	6.0
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	432,542	465,643	△33,101	△7.1
一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)	1,828,630	1,938,785	△110,155	△5.7
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)	52,241	55,814	△3,573	△6.4
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)	1,107,227	1,146,801	△39,574	△3.5
設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額(f)	0	0	0	—
連結実質赤字額(g)	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)	0	0	0	—
充 当 可 能 財 源 等(i+j+k=B)	12,060,745	12,232,497	△171,752	△1.4
充 当 可 能 基 金 額(i)	3,581,745	3,799,937	△218,192	△5.7
特 定 歳 入 見 込 額(j)	199,330	235,999	△36,669	△15.5
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(k)	8,279,670	8,196,561	83,109	1.0
標 準 財 政 規 模(C)	7,189,000	7,237,842	△48,842	△0.7
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	781,710	833,269	△51,559	△6.2
① A - B	169,272	△317,121	486,393	△153.4
② C - D	6,407,290	6,404,573	2,717	0.0
将来負担比率(①/②×100)	2.6	—	—	—
早期健全化基準	350.0			

健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準以下となりましたが、実質公債費比率や将来負担比率の算定に係る地方債及び公営企業への繰出金、債務負担行為などの公債費に準ずる経費は、削減や先送ができないものであり、こうした経費の増大は各指標を悪化させ、結果として財政の弾力性が失われることとなります。

今後においても、新規地方債の抑制や公営企業に対する繰出金及び債務負担行為の適正化を図り、歳入に見合う歳出により各指標の改善に努め、健全財政の維持に努めていただきたい。

### 3 資金不足比率

(資金不足比率)

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
公立芽室病院事業会計	15.5	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
集落排水特別会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0
地域開発事業特別会計	—	20.0

資金不足比率は、事業を行う2企業会計及び簡易水道・集落排水・公共下水道・地域開発事業の各特別会計の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率であります。

病院事業会計は、地方公営企業会計基準の見直しにより、資金不足比率算定において、算入が猶予されていた引当金等の経過措置が終了したことによる控除引当金等の皆減及び現金不足に起因する一時借入金の増加などにより、資金不足比率が発生する結果となりました。

今後においては、「公立芽室病院 新・改革プラン」の着実な実行を期待するとともに、より一層の歳入の確保と全般にわたる歳出の抑制による健全な事業運営に努めていただきたい。

なお、その他の会計につきましては、資金不足は生じていないことから、比率は表示されていません。